

総務常任委員会

(平成31年 3 月 31 日)

○ 森 康哲委員長

それでは、総務常任委員会を開会いたしますので、インターネット中継を始めてください。

議案第147号 四日市市税条例の一部改正について

○ 森 康哲委員長

これより、議案第147号四日市市税条例の一部改正についてを議題といたします。

まず、部長より挨拶を願います。

○ 服部財政経営部長

年度末のお忙しいところ、緊急議会、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日は、一般議案の四日市市税条例の一部改正につきましてご審議を賜りますので、どうぞよろしく願いいたします。

○ 森 康哲委員長

ありがとうございます。

それでは、資料の説明を求めます。

○ 川森財政経営部次長兼市民税課長

財政経営部次長兼市民税課長の川森でございます。

今回の条例改正案でございますが、さほど大きな改正内容はございません。年度末の大変お忙しい中でのご審議、大変心苦しく思っているところでございますけれども、ご審議のほどよろしく願います。

内容につきましては、去る3月27日、国会において可決されました地方税法の一部改正に伴いまして、本市条例において本日までに改定の必要のある部分等について関係規定を整備しようとするものでございます。

資料につきましては、提出議案参考資料の5ページでございます。タブレット端末では、

01、本会議、14、平成31年3月緊急議会、04、提出議案参考資料でございます。よろしいでしょうか。

それでは、1番の条例改正の主な内容でございますが、個人住民税に関するものでございます。

そのうち一つ目は、ふるさと納税に関するものでございます。

ふるさと納税による寄附金税額控除につきまして、特例控除額の対象を総務大臣が指定する地方公共団体への寄附金とすることに伴いまして、関係部分を整備するものでございます。改正に係る該当部分につきましては資料にお示ししたとおりでございます。

なお、総務大臣が指定する団体とは、寄附金の募集を適正に実施すること、返礼品の返礼割合を3割以下とすること、返礼品を地場産品とすることが要件となります。

二つ目は、住宅ローン控除に関するものでございます。

住民税の控除の一つに住宅ローン控除がございます。これは、住宅を購入または建築する場合、多くの方が金融機関の住宅ローンを利用されますが、このローンの年末残高に關しまして、一定の計算式に基づき、所得税から控除し切れなかった部分を住民税からも控除できる制度でございます。

これにつきまして、本年10月から来年12月末までに対象の家屋が実際に住める状態になった場合、控除期間をこれまでの10年間から13年間に3年間延長するものでございます。これらについての関係規定を整備するものでございます。

その他、今回の地方税法の一部改正に伴いまして、項のずれや字句の整理等を行っております。

施行期日につきましては、(1)イ及び(2)につきましてはあしたの4月1日、(1)のアは平成31年6月1日でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

○ 森 康哲委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑ございましたら、挙手にて発言願います。

(なし)

○ 森 康哲委員長

別段質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたらご発言願います。

(なし)

○ 森 康哲委員長

討論もないようですので、これより採決を行います。

反対表明がございませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第147号四日市市税条例の一部改正については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第147号 四日市市税条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 森 康哲委員長

それでは、総務常任委員会を終了します。お疲れさまでした。

17 : 10 閉議